



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 1月20日火曜日 第1525号

◇ 目 次 ◇ 告 示

県営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧（3件）.....	37
町営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧.....	37
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	37
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	37
道路の供用開始（ " ）.....	38
道路の区域変更（県道城辺高茂岬線）.....	38
道路の供用開始（ " ）.....	38
都市計画の決定案の縦覧（18件）.....	38
都市計画の変更（一部変更）案の縦覧（3件）.....	41

告 示

○愛媛県告示第84号

県営中山間地域総合整備事業いよ高縄地区（河之内工区）の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 縦覧期間
平成16年 1月21日から 2月 9日まで
- 縦覧場所
菊間町役場

○愛媛県告示第85号

県営中山間地域総合整備事業鬼北地区（黒川工区）の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 縦覧期間
平成16年 1月21日から 2月 9日まで
- 縦覧場所
日吉村役場

○愛媛県告示第89号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第86号

県営中山間地域総合整備事業南宇和地区（正木増田工区）の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 縦覧期間
平成16年 1月21日から 2月 9日まで
- 縦覧場所
一本松町役場

○愛媛県告示第87号

波方町から協議のあった町営土地改良事業（ため池等整備事業・用呂越地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
町営土地改良事業（ため池等整備事業・用呂越地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成16年 1月21日から 2月18日まで
- 縦覧場所
波方町役場

○愛媛県告示第88号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成16年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成16年 1月20日から 2月 2日まで

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町三机字松乙456番1地先から 同字乙497番3まで	旧	メートル 4.8～9.9	キロメートル 0.035	
			新	5.6～16.0	0.035	

○愛媛県告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町三机字松乙456番4から 同字乙456番3まで	平成16年 1月20日

○愛媛県告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	城辺高茂岬線	南宇和郡西海町越田207番2から 同町越田216番2まで	旧	メートル 7.4～11.6	キロメートル 0.075	
			新	20.0～41.4	0.064	
"	"	南宇和郡西海町越田216番2から 同町越田215番2まで	旧	6.6～10.4	0.075	
			新	6.6～10.4 17.0～51.0	0.075 0.062	
"	"	南宇和郡西海町越田215番2から 同町越田263番地先まで	旧	7.0～12.4	0.106	
			新	12.4～34.0	0.106	

○愛媛県告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城辺高茂岬線	南宇和郡西海町越田207番2から 同町越田263番地先まで	平成16年 1月20日

○愛媛県告示第93号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、その都市計画の案を愛媛県庁、松山市役所、伊予市役所、北条市役所、重信町役場、川内町役場、松前

町役場及び砥部町役場において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成16年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 都市計画の種類及び名称

松山広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 2 都市計画を定める土地の区域
松山広域都市計画区域全域

○愛媛県告示第94号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、その都市計画の案を愛媛県庁、今治市役所、朝倉村役場、玉川町役場、波方町役場及び大西町役場において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成16年1月20日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称
今治広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
今治広域都市計画区域全域

○愛媛県告示第95号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、その都市計画の案を愛媛県庁、新居浜市役所、西条市役所、東予市役所、小松町役場及び丹原町役場において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成16年1月20日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称
東予広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
東予広域都市計画区域全域

○愛媛県告示第96号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、その都市計画の案を愛媛県庁及び川之江市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成16年1月20日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称
川之江都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
川之江都市計画区域全域

○愛媛県告示第97号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、その都市計画の案を愛媛県庁及び伊予三島市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成16年1月20日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称
伊予三島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 2 都市計画を定める土地の区域
伊予三島都市計画区域全域

○愛媛県告示第98号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、その都市計画の案を愛媛県庁及び土居町役場において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成16年1月20日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称
土居都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
土居都市計画区域全域

○愛媛県告示第99号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、その都市計画の案を愛媛県庁及び菊間町役場において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成16年1月20日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称
菊間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
菊間都市計画区域全域

○愛媛県告示第100号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、その都市計画の案を愛媛県庁及び久万町役場において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成16年1月20日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称
久万都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
久万都市計画区域全域

○愛媛県告示第101号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、その都市計画の案を愛媛県庁、内子町役場及び五十崎町役場において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成16年1月20日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称
内子都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
内子都市計画区域全域

○愛媛県告示第 102 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第18条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を決定したいので、同法第17条第 1 項の規定により、その都市計画の案を愛媛県庁及び大洲市役所において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供する。

平成16年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称
大洲都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
大洲都市計画区域全域

○愛媛県告示第 103 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第18条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を決定したいので、同法第17条第 1 項の規定により、その都市計画の案を愛媛県庁及び長浜町役場において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供する。

平成16年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称
長浜都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
長浜都市計画区域全域

○愛媛県告示第 104 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第18条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を決定したいので、同法第17条第 1 項の規定により、その都市計画の案を愛媛県庁及び八幡浜市役所において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供する。

平成16年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称
八幡浜都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
八幡浜都市計画区域全域

○愛媛県告示第 105 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第18条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を決定したいので、同法第17条第 1 項の規定により、その都市計画の案を愛媛県庁及び保内町役場において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供する。

平成16年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称
保内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
保内都市計画区域全域

○愛媛県告示第 106 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第18条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を決定したいので、同法第17条第 1

項の規定により、その都市計画の案を愛媛県庁及び三瓶町役場において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供する。

平成16年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称
三瓶都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
三瓶都市計画区域全域

○愛媛県告示第 107 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第18条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を決定したいので、同法第17条第 1 項の規定により、その都市計画の案を愛媛県庁及び宇和町役場において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供する。

平成16年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称
宇和都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
宇和都市計画区域全域

○愛媛県告示第 108 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第18条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を決定したいので、同法第17条第 1 項の規定により、その都市計画の案を愛媛県庁及び野村町役場において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供する。

平成16年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称
野村都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
野村都市計画区域全域

○愛媛県告示第 109 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第18条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を決定したいので、同法第17条第 1 項の規定により、その都市計画の案を愛媛県庁及び広見町役場において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供する。

平成16年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称
広見都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
広見都市計画区域全域

○愛媛県告示第 110 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第18条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を決定したいので、同法第17条第 1 項の規定により、その都市計画の案を愛媛県庁、宇和島市役所、吉田町役場、津島町役場、内海村役場、御荘町役場、城辺町役場及び西海町役場において告示の日から 2 週間公衆の

縦覧に供する。

平成16年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称
南予レクリエーション都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
南予レクリエーション都市計画区域全域

○愛媛県告示第 111 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 1 項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁、松山市役所、伊予市役所、北条市役所、重信町役場、川内町役場、松前町役場及び砥部町役場において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供する。

平成16年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称
松山広域都市計画区域の区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
松山広域都市計画区域全域

○愛媛県告示第 112 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 1 項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁、今治市役所、朝倉村役場、玉川町役場、波方町役場及び大西町役場において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供する。

平成16年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称
今治広域都市計画区域の区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
今治広域都市計画区域全域

○愛媛県告示第 113 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 1 項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁、新居浜市役所、西条市役所、東予市役所、小松町役場及び丹原町役場において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供する。

平成16年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称
東予広域都市計画区域の区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
東予広域都市計画区域全域

--	--